

3/2 第2回「労働条件に関する協約」改訂交渉 「新賃金・一時金」「手当に関する要求」で行う! 交渉と並行して

<組合>

<会社>

【扶養手当】

●人材確保の為に子供を産んでも働き続けられる環境は大切。子育て支援は世の中の動向、改善を求める!

●扶養手当は基準内賃金であり、総合的に判断していく必要がある。世の中の流れという意味では、子育て支援の観点から慎重に検討し判断する。

【寒冷地手当】

●現在の支給額と寒冷地の実態とは乖離がある。家庭環境も様々で介護を抱えている社員は切実な問題である。

●世間水準で比較しても遜色はない。主張は受け止めるが、現時点で引き上げる必要性はないと考える。

【自動車運転に関して】

●現場に行く為に長時間の運転もあり大変。また、免許を取得していない社員もいる中で、一部の社員に偏りがある。

●通常業務の一環であり、手当措置をするほどの特殊性は無い。また、運転者に片寄りがないように、業務指示や作業分担で適切に行うことが重要。

【職務手当】

●駅等に勤務する者のうち、「特に指定された者」の考え方と、その中に駅職場の一人勤務者を含むこと!

●「指定」は輸送業務や当務駅長、サービスマネージャー等であり、一人勤務だからといってイコールではない。

【第二基本給】

●廃止。あるいは、毎年の加算額30%見直しを求める!

●長期にわたり経営に影響を及ぼすので、仮に見直す場合は慎重な判断が求められる。

【多客輸送期間】

●ゴールデンウィークやお盆等に働く社員の労苦やモチベーションの為に手当を!

●指摘は受けとめるが、祝日手当を廃止した経過もあり、中々そうはならない。

その他、「都市手当、緊急呼出、自動車通勤、設備関係の線路閉鎖責任者」等の手当改善を議論しました!

働き続けられる労働条件・環境作りに向け、 引き続き職場から頑張ろう!